

南区市民活動センター要綱

制定 平成 17 年 3 月 31 日 南地振第 1225 号（区長決裁）

改正 平成 25 年 3 月 29 日 南地振第 1391 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 南区市民活動センター（以下「センター」という。）は、市民公益活動及び生涯学習の支援を通して、市民の理解と参画のもとに、市民一人ひとりが豊かに暮らせる地域社会の実現を目指すための事業を行う。

2 この要綱は、センターの運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施場所）

第 2 条 センターは、南区浦舟町 3 丁目 4 6 番地の「みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ」内に置く。

（事業）

第 3 条 センターは、市民公益活動及び生涯学習を推進するため、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

- （1）活動場所の提供
- （2）情報の提供
- （3）相談・コーディネート
- （4）講習会・研修会などの自主事業
- （5）その他市民公益活動及び生涯学習推進に必要な支援

（施設）

第 4 条 前条各号に掲げる事業を行うため、センターに次の各号に掲げる施設を置く。

- （1）研修室
- （2）多目的室
- （3）キッズスペース
- （4）作業室
- （5）貸ロッカー、貸レターケース
- （6）展示コーナー
- （7）ミーティングコーナー
- （8）相談コーナー

（事業の所管）

第 5 条 この事業は、南区総務部地域振興課が所管する。

2 地域振興課長は、第 3 条に規定する事業を統括する。

（実施日時）

第 6 条 事業実施日は日曜日から土曜日までとする。

2 実施時間は、次の各号のとおりとする。

- （1）日曜日、土曜日及び祝日は午前 9 時から午後 5 時まで
- （2）月曜日から金曜日までは午前 9 時から午後 9 時まで

3 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、実施時間を変更することができる。

（休館日）

第 7 条 センターの休館日は、1 月 1 日から 1 月 3 日まで、12 月 29 日から 12 月 31 日まで及び毎月第三月曜日とする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認められる場合は、休館日に開館し又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(利用の承認)

第8条 第4条第1号から第6号に掲げる施設を利用しようとする者は、区長の定めるところにより、センターの利用の承認を受けなければならない。なおこの場合、あらかじめ登録申請書を区長に提出し、登録済証を受けなければならない。

2 区長は、前項の利用承認には、センターの運営上必要な条件を付けることができる。

3 区長は、施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を承認しないものとする。

- (1) センターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき
- (2) 営利を目的とした利用と認められるとき
- (3) センターで行う事業の目的に反するとき
- (4) センターの運営上支障があるとき
- (5) その他区長が必要と認めたとき

(承認の取り消し等)

第9条 区長は、前条第1項の規定により承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、同項の規定による承認を取り消し、又はセンターの利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (2) この要綱に基づく規定に違反したとき
- (3) この要綱に基づく承認の規定に違反したとき

(入館の制限)

第10条 区長は、センターの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき
- (2) その他センターの運営上支障があるとき

(運営)

第11条 センター運営に関する事務は、区が選定した団体・法人等に委託する。

(市民活動支援センターとの連携)

第12条 センターは、横浜市市民活動支援センターと連携し、地域の自立性や課題解決を推進する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に区長が定める。

2 要綱を改正した場合は、速やかに市民局市民活動支援課及び教育委員会事務局生涯学習文化財課に報告する。

附 則

この要綱は、平成17年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。